

第8回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予決定に係る事後報告について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる18件（4人分）の報告を受け、了解された。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会で裁判手続に着手することが承認された二件の案件について、事務局から資料2により訴訟の進ちょく状況の報告を受け、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判手続が決まったものについて、しっかりと手続を進めていただきたい。
- ・ 訴訟での争点について、今後、説明をいただきたい。

2 意見聴取

○ 返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱いについて

事務局から資料3により説明を受け、借受者が家賃の高い首都圏等に居住する場合で、借受者から申立てがあれば、特例的に当該地域での生活保護基準を適用することについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 今回の見直し案では、免除基準にただし書を加えて対応されるようだが、このただし書によって、住宅扶助基準以外でも特例を認める予定なのか。
→（事務局） 今回は、あくまで住宅扶助基準を想定しており、更に見直す必要が生じた場合は、その都度、監理委員会にお諮りしたい。

○ 履行延期（返還猶予）における特例的な取扱いについて

事務局から資料4により説明を受け、借受者世帯の所得が旧自立促進援助金支給基準以下の場合に返還残期間を限度として返還期間を延期する履行期限延期基準について、同居の世帯員に課税証明書の提出を求めることができないとの申立てがある場合、現行の免除判定と同様、借受者本人の所得又は父母の所得による判定を行うことについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 5年後の所得の再判定において、当該世帯員から新たに課税証明書を求めることができるようになった場合、遡及して履行延期の決定を取消すことはあるのか。

→（事務局） 判定時に課税証明を求められない事情があったのであり、遡及することは考えていない。

- ・ 今回の見直しは、制度の趣旨を活かすうえで有意義である。

○ 平成24年度における裁判手続の実施について

事務局から資料5等により説明を受け、滞納額 100 万円以上の高額滞納に係る案件で裁判手続に着手することについて、委員会として承認することとされた。

なお、個別の審議については、個人のプライバシーに配慮し、非公開で行われた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 連帯御保証人に対し理解が得られるよう、裁判までに再度説明の機会を設けることはしないのか。

→（事務局） 連帯保証人に対しては、これまでに督促、催告、最終催告を行い、機会を設け、直接、説明を聞いていただいている。しかしながら、納得をいただけていないため、これ以上説明しても、理解していただくことは困難と考えている。